

事務連絡
令和4年1月20日

各都道府県水道行政主管部（局） 殿
各厚生労働大臣認可 { 水道事業者
水道用水供給事業者 } 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課

オミクロン株の感染流行に対応した水道事業運営の維持・継続について

水道行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力をいただき御礼申し上げます。

今般、令和4年1月9日からまん延防止等重点措置を実施している広島県、山口県、沖縄県をはじめ、全国的にオミクロン株の流行により新型コロナウイルス感染症患者が急増しており、水道事業者及び水道用水供給事業者（以下、「水道事業者等」という。）においても、水道事業等従事者の感染者や濃厚接触者の増加が懸念されます。

このため、「水道運営管理業務における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」（令和3年10月日本水道運営管理協会）や「水道事業者等における新型インフルエンザ対策ガイドライン（改訂版）」（平成21年2月厚生労働省健康局水道課）、「緊急事態措置区域として東京都が追加されたこと等を踏まえた職場における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」（令和3年7月20日付け厚生労働省医薬・生活衛生局水道課事務連絡）等に基づく水道事業の維持・継続に向けた対応の概要について下記に示しますので、上記ガイドライン等を参考に水道事業者等において適切な対応をお願いします。

各都道府県水道行政担当部（局）におかれましては、貴管下都道府県知事認可の水道事業者等に対して、本件を周知いただきますようよろしく申し上げます。

記

1. 感染対策の徹底

- 水道事業者等においては、感染拡大防止の観点から、令和3年7月20日付け事務連絡「緊急事態措置区域として東京都が追加されたこと等を

踏まえた職場における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」など過去に発出している事務連絡等を参考に、改めて感染対策について確認の上、適切な対応がとられるよう、職員等に対し周知徹底を図る。
(参考資料)

職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防及び健康管理に関する参考資料一覧

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00226.html

2. 新型コロナウイルス感染症患者や濃厚接触者が増加し、業務を縮小させる場合の事業継続計画の実行

① 優先業務の絞り込み

水道水の安定供給に最低限必要な業務（浄水場の運転管理業務等）について絞り込みを行い、優先順位の低い業務については一時停止を行うなど、要員の不足が生じた際にも水道水の安定供給ができるようにする。また、以下の点についても留意するものとする。

ア 浄水場における水質監視体制等の強化

浄水場の浄水過程における塩素注入量、配水池等における残留塩素量の監視体制を強化する。

新型コロナウイルス流行期においても、浄水場における現状の塩素消毒、残留塩素濃度の監視体制とともに、濁度の適切な監視による凝集沈殿・ろ過の運転管理等を継続し、水道水の安定供給を維持することが重要である。

イ 不要不急の外出等の中止

- 国内外からの水道施設等の視察、研修等の受入れの中止を検討する。
- 検針・収納業務に係る現場作業継続について検討する。定期検針の遅れ等については、委託業者等の雇用の調整等により最大限防止していく。
- 断水・濁水・漏水等の突発事故以外の工事や外出を伴う業務については、新型コロナウイルスの感染が一定程度収束するまで縮小する。
- 布設工事等については、感染拡大による工事の遅れが予想されることから、工期の延長や優先順位の高い工事からの施工等について検討する。また、委託業者等との連絡が不通となることも予想されることから、現

場代理人及び監理技術者の代理等による連絡体制を整備する。なお、浄水場、配水池等での工事は、事故等による給水停止を避けるため、一時中止を検討する。

- 公共交通機関の利用を極力避けるなど、感染拡大を防止するため、不特定多数の人と接触するような外出は控える。

ウ 窓口業務等の縮小

- 各金融機関からの水道料金支払に係る窓口への提出については、可能な限りメール等によるものとし、原本の授受は流行収束後とする。
- 支払金振込口座登録の受付業務等の不要不急な水道料金支払に係る窓口業務の停止を検討する。
- 契約案件について、公表及び入札の方法、延期・中止等の検討を行う。契約は、電子入札を基本とし、業者との連絡はメール等、来庁しない方法に限定する。
- 対応する職員に対しては、マスク等の着用を義務付けるとともに、業者等の立入りについても、事前連絡を徹底し、マスク等の着用を義務付ける等の措置を行う。
- 営業所窓口については、勤務できる職員で対応するが、感染が拡大した場合は窓口の縮小等を検討する。
- 函面の閲覧等の受付窓口の対応については、できる限り勤務できる職員で対応する。

② 要員確保の開始

職員の新型コロナウイルス罹患により人員の確保が困難となる状況を想定し、水道水の安定供給を維持するための業務について、要員確保を開始する。

特に、浄水施設の運転管理業務については、優先度が高く、当該業務の遂行に当たっては特別な技能を必要とすることから、業務遂行可能な職員について配置場所等の検討を行い、本人に通知する。また、協力要請対象となっている他部局の職員及び退職者には協力の可否を確認するとともに、可能な場合は協力要請を行う。

③ 委託業者等との連携

水道水の安定供給に必要な業務等を委託業者等が実施している場合は、水道事業者等における対応状況等につき情報提供及び注意喚起を行

うとともに、委託業者等に対して、感染予防の強化、ライフライン機能維持のための業務実施体制の構築等の措置を講じるよう要請する。

また、委託業者等における新型コロナウイルス患者の発生状況等を把握するため、必要な情報の提供を要請するとともに、事故時の対応に準じた情報連絡体制を速やかに確立する。

④ 必要な物資の確保

他の水道事業者等、委託業者等、水道関係団体等と連携しつつ、水道水の安定供給の確保に必要な薬品等の物資の備蓄量を確認し、不足していると考えられる物資は速やかに調達し、備蓄量の増量措置を講じる。

以上

本件問い合わせ先

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課

工藤、薬師寺、山下、森永

電話：03-3595-2368（直通）

E-mail：suidougi_jutsu@mhlw.go.jp